

## 神奈川県後期高齢者医療広域連合条件付一般競争入札等事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県後期高齢者医療広域連合契約規則（平成19年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額 工事及び製造の請負並びに調査、測量、設計及び監理の委託業務で設計書、仕様書等によって積算基準に基づき算定された総額並びに役務の提供、物品の調達、賃貸借その他の契約において市場価格を参考に算定された金額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んだものをいう。
- (2) 条件付一般競争入札 設計金額が規則第26条に規定する金額を超える契約案件について、入札参加条件を付して行う一般競争入札をいう。
- (3) 指名競争入札 前号に規定する入札に参加者がいない場合又はその他の理由により、前号に規定する入札に係る執行が行い得ない契約案件について行う競争入札をいう。
- (4) 特定JV 大規模であって技術的難度が高い工事等について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として複数の業者が共同して1者として入札に参加する共同企業体のことをいう。
- (5) 最低制限価格 規則第16条第1項の規定により設定されるものをいう。

### (入札参加資格)

第3条 入札等に参加できる者は、当該入札の公告日において次の要件を満たすものとする。

- (1) 規則第5条の3に規定する一般競争入札有資格者名簿へ登載された者であること。
- (2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱第2条に規定する入札の参加停止及び指名停止の期間中でないこと。

### (入札参加条件)

第4条 広域連合長は、契約の種類及び金額に応じ、経営及び信用状況、契約履行実績、契約金額等を勘案し、入札に参加するための条件を次のとおり定めることができる。

- (1) 当該契約に対応する営業種目
- (2) 当該契約に対応する営業種目の希望順位
- (3) 同種契約の実績 当該契約と同種で、かつ、同規模の契約に関する履行実績

が必要であると判断される契約において、実績に関する内容

(4) 特殊な技術又は機械器具等 契約の性質上特殊な技術又は機械器具等を必要とする場合において、当該特殊な技術又は機械器具等に関する内容

(5) 許可、認可等 当該契約の履行について法令の規定により官公署等の許可、認可等が必要な場合において、当該許可、認可等の種類

(6) 個人情報取扱いに関する内容

(7) その他広域連合長が特に必要と定める事項

2 前項第1号及び第2号は、公告日現在の広域連合の事務所の所在地の市町村における一般競争入札有資格者名簿の記載によるものとする。

3 広域連合長は、条件付一般競争入札において第1項に規定する条件を定めた場合は、公告するものとする。

(ホームページに掲載する事項)

第5条 広域連合長は、前条に規定する入札参加条件、入札案件概要書及び規則第8条に規定する公告事項を公告後速やかに広域連合ホームページに掲載するものとする。ただし、ホームページに障害が発生した場合等はこの限りでない。

(入札参加資格確認)

第6条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告に定める期日までに参加資格を確認するための書類を提出しなければならない。

2 広域連合長は、前項の規定により書類を提出した者につき、提出された書類等により、当該契約に係る入札公告において定められた入札参加条件に適合するかを確認し、その結果を条件付一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。

3 前項により参加資格があると認められた者については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書に記載された日時、場所において通知書の原本、仕様書等の資料を受領するものとする。

(現場内容説明会)

第7条 現場内容説明会は、広域連合長が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。

(質疑応答)

第8条 入札内容の質疑は、第6条第3項に基づき交付する資料に記載された日時までに電子メールで広域連合事務局に提出することにより受け付けるものとする。

2 前項に規定する質疑の回答は、第6条第3項に基づき交付する資料に記載された日時までに入札参加予定者全員に電子メールで送信する。

(最低制限価格)

第9条 広域連合長は設定金額が2,000万円以上の工事又は製造の請負については、

規則第16条第1項に定める範囲内で、契約案件ごとに最低制限価格を設けるものとする。

(入札の執行)

第10条 入札等の執行は、入札者が1者以上いる場合に行うものとする。ただし、広域連合長が認めたときは第4条第1項の規定により定めた当該参加条件を変更して再度公告を行うことができるものとする。

(入札回数)

第11条 入札に係る回数の上限は、2回とする。

(落札者の決定)

第12条 広域連合長は、開札した場合において、最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設けた場合については、最低制限価格以上の最低の価格をもって申込みをした者をいう。）を落札予定者として決定する。

2 広域連合長は、当該落札予定者から内訳明細書等の必要書類の提出を求め、契約の内容に適合した履行が確保できるかにつき、調査を行う。

3 当該落札予定者が適正な契約履行がされると認められた場合は、直ちに落札の決定を行い、規則第19条に定める落札の通知を行う。

4 当該落札予定者が適正な契約履行がされないと認められた場合は、直ちに当該落札予定者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札予定者とする。この場合、次順位者についても落札予定者と同様の手続を行う。

(入札辞退)

第13条 入札を辞退する場合の手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入札前に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(2) 入札中に辞退する場合は、入札書に辞退の旨を記載し提出すること。

(無断取止めによる参加制限)

第14条 前条に定める入札辞退の手続を行わず入札を無断で取止めた者は、当該入札の開札の日から起算して30日以内に公告される入札に参加できない。

(委任)

第15条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。